

恵庭市告示第41号

恵庭市個人情報保護条例による口頭による開示請求ができる個人情報（平成12年告示55号）を廃止する告示を次のとおり定める

令和5年3月24日

恵庭市長 原 田



記

恵庭市個人情報保護条例による口頭による開示請求ができる個人情報を廃止する告示

恵庭市個人情報保護条例による口頭による開示請求ができる個人情報（平成12年告示55号）を廃止する。

附 則

この告示は令和5年4月1日から適用する。